

指定都市の事務配分の特例に対応した
大都市特例税制についての提言

— 今後の事務権限移譲の進展に対応する制度設計に向けて —

資 料 編

平成 1 7 年 1 1 月
大都市特例税制検討会

資料編目次

資料1	経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005	1
資料2	事務・事業の在り方に関する意見 — 自主・自立の地域社会をめざして —	2
資料3	経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003	3
資料4	義務教育費に係る経費負担の在り方について（中間報告）	4
資料5	中央教育審議会義務教育特別部会審議経過報告（その1）	5
資料6	今後の地方自治制度のあり方に関する答申（抜粋）	6
資料7	第28次地方制度調査会審議項目及びその論点について	7
資料8	指定都市・中核市・特例市の処理に関する主な事務の比較	8
資料9	大都市の特例の基づく財政需要（平成17年度予算）	9
資料10	国・道府県分道路特定財源の内訳（平成17年度予算）	10
資料11	大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（抄）	11
資料12	事務・事業の在り方に関する中間報告 — 自主・自立の地域社会をめざして —	12
資料13	地方分権改革推進会議の「事務・事業の在り方に関する意見」に対する 指定都市の緊急共同アピール	13
資料14	国庫補助負担金の廃止・縮減に関する緊急要望	14
資料15	三位一体の改革についての意見	15
資料16	地方制度の改革に関する答申	16
資料17	昭和29年度の税制改正	18
資料18	昭和29年度の税制改正の主な内容	19
資料19	三位一体の改革について（抜粋）	20
資料20	県費負担教職員給与費移管に係る影響（平成14年度ベース）	23
資料21	地方税の収支内訳（平成15年度決算額）	24
資料22	地方税法抜粋	25

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005

(平成17年6月21日 閣議決定)

第2章 「小さくて効率的な政府」のための3つの変革

2. 仕事の流れを変える

(1) 国から地方への改革

平成18年度までに三位一体の改革を確実に実現するため、以下の取組を行う。

平成18年度までの三位一体の改革の全体像に係る「政府・与党合意」及び累次の「基本方針」を踏まえ、改革を確実に実現する。そのため、経済財政諮問会議において、進捗状況をフォローアップする。また、国と地方の協議の場においても、地方の意見を聞きつつ議論を進める。

税源移譲はおおむね3兆円規模を目指す。

国庫補助負担金改革については、税源移譲に結びつく改革、地方の裁量度を高め自主性を大幅に拡大する改革を実施する。このため、残された課題については、平成17年秋までに結論を得る。あわせて、国・地方を通じた行政のスリム化の改革を推進する。

税源移譲については、上記の結果を踏まえ、平成18年度税制改正において、所得税から個人住民税への税源移譲を実施する。その際、個人住民税所得割の税率をフラット化することを基本とする。

地方交付税については、累次の「基本方針」に基づき、国の歳出の見直しと歩調を合わせて、地方歳出を見直し、抑制する等の改革を行う。また、税源移譲に伴う財政力格差が拡大しないよう、適切に対応する。平成18年度においては、地域において必要な行政課題に対しては適切に財源措置を行い、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源の総額を確保する。あわせて、2010年代初頭における基礎的財政収支の黒字化を目指して、国・地方の双方が納得できるかたちで歳出削減に引き続き努める。また、交付税の算定方法の簡素化、透明化に取り組む。

また、地方財政計画の透明性・予見可能性を高める等、以下の取組を行う。

地方財政の決算状況を早期に開示する。また、経費の性質に応じて決算状況を分析し、国民への分かりやすい説明に一層配意する。このような取組を進める中で、地方財政計画の計画と決算の乖離の是正を図り、重点強化期間内に解消の目途をつけるよう努める。このため、おおむね今後1年以内を目途に、経済財政諮問会議において解消に向けての選択肢、方法等について、議論し、整理する。

上記及び今後の経済財政運営に係る見通しを踏まえつつ、地方財政の予見可能性を向上させ、地方公共団体が経営努力を発揮できるよう、「中期地方財政ビジョン」を策定する。

また、三位一体の改革を進めることを通じて、不交付団体（市町村）の人口の割合を大幅に高めていく。

事務・事業の在り方に関する意見 - 自主・自立の地域社会をめざして -

(平成14年10月30日 地方分権改革推進会議)

2. 教育・文化

(2) 義務教育費国庫負担制度の見直し

【義務教育費国庫負担制度の見直しに関連する具体的措置】

- 都道府県と政令指定都市間の県費負担教職員制度の見直し・学級編制の基準の設定権限の移譲 【平成15年度中に結論】

市町村立小中学校等の教職員給与は都道府県が負担する一方、教職員の任命権は、既に都道府県から政令指定都市に移譲されている。その結果、政令指定都市においては、教職員の任命権は有するものの給与負担者ではないという歪みが生じており、任命権者であるにもかかわらず給与関係事務処理は、常に都道府県を介して行わなければならない。

教職員の任命権と給与支払い権の所在を一致させ、事務の合理化を図るとともに、義務教育経費全額負担を政令指定都市において実現するために、県費負担とされている教職員給与を政令指定都市負担とする方向で見直す。

それとともに、義務教育に関する権限の政令指定都市への移譲も行うこととし、具体的には学級編制の基準や教職員定数の設定に関する都道府県の権限を政令指定都市に移譲する方向で検討する。

これらについては、平成14年度から検討を開始し、関係道府県及び政令指定都市の教育委員会等関係各方面の理解を得つつ、平成15年度内に意見を集約し、その結果を踏まえ直ちに見直しに着手する。

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003

(平成15年6月27日 閣議決定)

第2部 構造改革への具体的な取組

6. 「国と地方」の改革

「三位一体の改革」を推進し、地方が決定すべきことは地方が自ら決定するという地方自治の本来の姿の実現に向け改革。

(2) 三位一体の改革の具体的な改革工程

国庫補助負担金の改革

地方の権限と責任を大幅に拡大するとともに、国・地方を通じた行政のスリム化を図る観点から、「自助と自律」にふさわしい国と地方の役割分担に応じた事務事業及び国庫補助負担金のあり方の抜本的な見直しを行う。

このため、「改革と展望」の期間(当初策定時の期間で平成18年度までをいう。以下、「6. 『国と地方』の改革」において同じ。)において、別紙2の「国庫補助負担金等整理合理化方針」に掲げる措置及びスケジュールに基づき、事務事業の徹底的な見直しを行いつつ、国庫補助負担金については、広範な検討を更に進め、概ね4兆円程度を目途に廃止、縮減等の改革を行う。その際、国・地方を通じた行財政の効率化・合理化を強力に進めることにより、公共事業関係の国庫補助負担金等についても改革する。

(別紙2) 国庫補助負担金等整理合理化方針

2 重点項目の改革工程

【教育・文化】

- 学級編制の基準の設定権限等の県から市への権限移譲

県と政令市間の県費負担教職員制度の見直し、学級編制の基準の設定権限の移譲については、関係道府県及び政令市等関係方面の理解を得つつ、平成15年度内に意見を集約し、その結果を踏まえ、実現を図る。

政令市立の高等学校及び中核市立の幼稚園の設置認可の見直しについては、認可制を届出制とすることにつき、関係各方面の意見を平成15年度内に集約し、その結果を踏まえ、実現を図る。

義務教育費に係る経費負担の在り方について(中間報告)

(平成16年5月25日 中央教育審議会初等中等教育分科会教育行財政部会
教育条件整備に関する作業部会)

第7章 市町村の権限と責任の拡大

2 教職員給与費負担と学級編制・教職員定数に係る権限の政令指定都市への移譲

政令指定都市は、財政的に見ても、児童生徒数や学校数などの面から見ても、都道府県と同等の規模を有しているが、現行制度上は、教職員の給与を道府県の負担としつつ、その任命権は政令指定都市が行うこととされており、給与を負担する者と任命権を行使する者が異なるという制度の「ねじれ」により弊害が生じているとの指摘がある。

この問題について制度の見直しを行うため、当作業部会では、関係の道府県及び政令指定都市から意見を聴取した。(指定都市及び関係道府県の意見について、表3、表4参照)

その結果、多くの意見は、次のとおりであった。

- ・ 任命権者と給与負担者を一致させるべきであり、政令指定都市が給与負担を行うよう制度の見直しを行うべき。
- ・ ただし、税源移譲等により適切な財源措置がなされることが前提。
- ・ 制度の見直しにあわせて、学級編制基準の設定及び教職員定数の設定の権限についても政令指定都市に移譲していくべき。
- ・ 給与負担と権限の移譲を実施するためには、給与条例の整備や給与システムの構築等、移行のための一定の準備期間が必要。

一方、域内に政令指定都市が存在する道府県の中には、道府県内の義務教育の機会均等や教育水準の確保に果たしている道府県の役割にかんがみ、給与負担と権限の移譲については慎重に対処すべきであるとの反対意見もあった。

意見聴取の結果、方向性としては、給与を負担する者と任命権を行使する者を一致させる方向で見直すべきとの意見が大半であったが、この問題については関係者間でも必ずしも意見が一致していないところもあり、また、政令指定都市が負担する給与費の財源問題の解決なしに結論を得ることは困難な問題である。

当作業部会としては、給与負担と権限をあわせて移譲する方向で取り組むべきものと考えるが、その円滑な移譲のためには政令指定都市に対する国庫負担が必要であると考える。財源問題について、関係省間で協議の上、方向性が示されることを期待するとともに、権限と負担の移譲に伴う政令指定都市の事務体制の整備に向けた具体的な検討が進められることを期待する。

なお、中核市など一定規模以上の市についても、政令指定都市と同様、任命権や給与負担などの移譲について、市町村の権限と責任を拡大する観点から、引き続き検討することとしたい。

中央教育審議会義務教育特別部会における審議経過報告（その1）（抄）

4 現場の主体性と創意工夫で教育の質を高める - 学校・教育委員会の改革 -
(3) 国と地方、都道府県と市町村の関係・役割
イ 市町村への教職員人事権の移譲

現在、県費負担教職員の給与負担（給与の支出責任）と人事（任命）権は、基本的に都道府県にあるが、例外的に政令指定都市については人事権が、中核市については人事権のうち研修に関する実施義務のみが、都道府県から移譲されている。

これについて、義務教育諸学校は、市町村が設置し教職員も市町村の職員でありながら、給与負担と人事権が県にあるのは制度の不統一であり好ましくないとの意見や、県費負担教職員が地域に根ざす意識を持ちにくくなっているとの意見、また、より現場に近いところに権限をおろすべきであり、人事権についても県から市町村にできる限り移譲すべきとの意見、さらに、人事権は基本的に義務教育の実施主体である市町村にあるべきものであり早期に移譲すべきとの意見などがあつた。

とりわけ、中核市については、既に研修実施義務が移譲されており、これに加えて人事権全体についての移譲を求める意見が強くあるとともに、一部の都道府県の県庁所在地や大都市周辺部には、中核市の要件（人口30万人以上）には届かないものの、それに準ずる規模を有する市も多いことなど、一定の規模を有する市町村についても人事権の移譲を求める意見が多かつた。

一方、とりわけ町村には小規模なところも多く、給与や人事権の行使に伴う負担には耐えられないとの意見や、中核市など大規模な市町村抜きでの広域の人事異動は考えられないなどの意見、また、県内に一又は複数の人口30万人以上の広域組織を作るなどの意見があつた。

これらの意見を踏まえ、教職員の人事権については、市町村に移譲する方向で見直すことを検討することが適当である。

一方、現在の市町村の事務体制で人事関係事務を処理できるか、離島・山間の市町村を含め県域で人材が確保できるかにも留意する必要がある。

このため、当面、全ての中核市に移譲し、その状況を踏まえつつ、特例市などその他の市町村への人事権移譲について検討することが適当である。

また、人事権の移譲に伴い、都市部と離島・山間部等が採用や異動において協力し、広域で一定水準の人材が確保されるような仕組みを新たに設けることが不可欠である。

なお、教職員人事権を市町村に移譲する場合には、その給与負担についても併せて市町村に移譲すべきとの意見も出された。これについては、今後、義務教育に係る費用負担の在り方について議論する中で検討することとする。

今後の地方自治制度のあり方に関する答申(抜粋)

平成15年11月13日
第27次地方制度調査会

第2 大都市のあり方

2 今後における大都市制度のあり方

(1) 大都市に共通する課題

基礎自治体の権能の強化は重要な課題であり続けてきた。多くの国民が居住する大都市地域において、身近な行政を基礎自治体が担えるように制度改革を行っていくことは、地方分権の実を多くの国民が実感できる方途である。このような見地から、これまでも、中核市制度・特例市制度の創設、地方分権一括法等による市町村への権限の移譲などが行われてきたところであるが、引き続きこのような都市の規模・能力に応じた一層の事務権限の移譲を進める必要がある。

(以下略)

(2) 指定都市制度

指定都市は、一般の市町村よりも幅広い事務権限を有しているが、指定都市を含む大都市地域においても、環境保全、防災、交通ネットワークなど区域を越える広域的な取組を必要とする行政分野が存在している。また、沿革的には、当初制定された地方自治法に都道府県から独立した特別市の制度が設けられたが、実際には指定されることなく、昭和31年の地方自治法改正により同制度は廃止され、これに代えて指定都市制度が創設されたという経緯がある。

(以下略)

平成 16 年 6 月 8 日

第 28 次地方制度調査会審議項目及びその論点について

第 28 次地方制度調査会においては、最近の社会経済情勢の変化に対応した地方行財政制度の構造改革について、地方自治の一層の推進を図る観点から、

- ・道州制のあり方
- ・大都市制度のあり方
- ・地方の自主性・自律性の拡大のあり方
- ・議会のあり方
- ・地方税財政制度のあり方
- ・その他

を審議項目とするものとし、それぞれの項目について、概ね別紙の内容について審議を行うものとする。

その際、国と地方公共団体の役割分担に関する原則を踏まえ、

- ・主要な行政分野における国と地方の役割分担の整理
- ・国と地方との調整のあり方（地方に対する国の関与、国に対する地方の意見の反映等）の整理

を行うものとする。

なお、別紙の内容については、今後、審議の状況等に応じ、適宜、追加・変更を行うものとする。

（別紙略）

指定都市・中核市・特例市の処理する主な事務の比較

指定都市の処理する主な事務

- 民生行政に関する事務
 - ・児童相談所の設置
- 都市計画等に関する事務
 - ・都道府県道、産廃施設、流通業務団地等に関する都市計画決定
 - ・市街地開発事業に関する都市計画決定
- 土木行政に関する事務
 - ・市内の指定区間外の国道の管理
 - ・市内の県道の管理
- 文教行政に関する事務
 - ・県費負担教職員の任免、給与の決定

中核市の処理する主な事務

- 民生行政に関する事務
 - ・身体障害者手帳の交付
 - ・母子相談員の設置
 - ・母子・寡婦福祉資金の貸付け
 - ・養護老人ホームの設置認可・監督
- 保健所の設置（保健所設置市が行う事務）
 - ・地域住民の健康保持、増進のための事業の実施
 - ・飲食店営業等の許可
 - ・一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の許可
 - ・浄化槽設置等の届出
 - ・温泉の供用許可
- 都市計画等に関する事務
 - ・屋外広告物の条例による設置制限
- 環境保全行政に関する事務
 - ・ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設の設置の届出
- 文教行政に関する事務
 - ・県費負担教職員の研修

特例市の処理する主な事務

- 都市計画等に関する事務
 - ・市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可
 - ・市街地開発事業の区域内における建築の許可
 - ・都市計画事業の施行地区内における建築等の許可
 - ・市街地再開発事業の施行地区内における建築等の許可
 - ・土地区画整理組合の設立の許可
 - ・土地区画整理事業の施行地区内の建築行為等の許可
 - ・住宅地区改良事業の改良地区内の建築等の許可
 - ・宅地造成の規制区域内における宅地造成工事の許可
- 環境保全行政に関する事務
 - ・騒音を規制する地域、規制基準の指定
 - ・悪臭原因物の排出を規制する地域の指定
 - ・振動を規制する地域の指定
- その他
 - ・計量法に基づく勧告、定期検査

* 総務省資料

大都市の特例に基づく財政需要（平成17年度予算）

(単位:百万円)

項 目		指 定 都 市 計	
		経 費	一 般 財 源
地方自治法第二五二条の一九の規定に基づくもの	児 童 福 祉	89,097	70,549
	民 生 委 員	2,566	2,566
	身体障害者福祉	11,885	9,899
	生 活 保 護	2,539	8,041
	行旅病人・死亡人	119	120
	社会福祉事業	331	331
	知的障害者福祉	18,772	16,257
	母子家庭・寡婦福祉	6,855	2,224
	老 人 福 祉	17,266	10,689
	母 子 保 健	1,923	1,149
	食 品 衛 生	2,967	2,189
	墓地埋葬等規制	55	55
	興行場・旅館・公衆浴場	73	72
	精神保健福祉	37,015	20,464
	結 核 予 防	787	473
	都 市 計 画	1,940	1,767
	土地区画整理事業	3,857	2,429
屋外広告物規制	926	609	
	計	198,973	149,883
その他の法令に基づくもの	国・道府県道管理	288,233	168,575
	土木出張所	31,471	27,340
	衛生研究所	6,981	6,035
	定時制高校人件費	10,415	10,350
	道府県費教職員の任免・研修	3,925	3,774
	そ の 他	19,342	11,347
	駐 車 場	786	140
	宅 地 規 制	1,230	1,121
	都市緑地保全	5,770	958
	老 人 保 健	9,102	8,143
一級・二級河川維持管理	2,454	985	
	計	360,367	227,421
合 計		559,340	377,304

国・道府県道分道路特定財源の内訳

(指定都市計 平成 17 年度予算)

(単位：億円)

譲与税・税交付金	配 分 額
地方道路 譲与税	127
石油ガス 譲与税	17
軽油引取税 交付金	1,044
自動車取得 税交付金	156
合 計	1,344

大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（抄）

（平成 18 年度 指定都市）

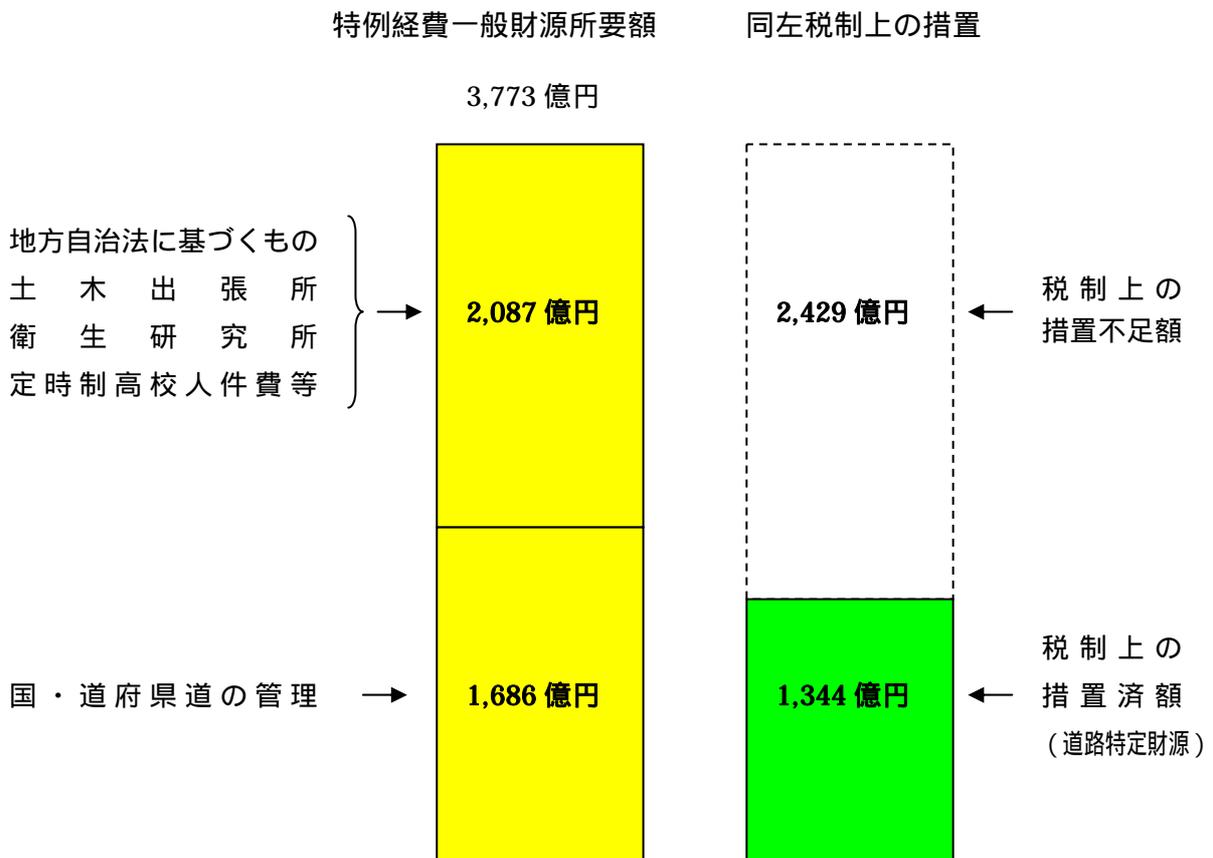
税制の改正

3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設

大都市においては、国・道府県道の管理その他事務配分の特例が設けられ、道府県に代わってこれらの事務を行っていること、また、県費負担教職員給与費が指定都市に移管されようとしている状況等を考慮し、大都市特例税制を創設すること。

大都市の事務配分の特例に伴う税制上の措置不足

（平成 17 年度予算）



事務・事業の在り方に関する中間報告 - 自主・自立の地域社会をめざして -
(平成14年6月17日 地方分権改革推進会議)

別表 国と地方の事務事業の見直しに関する諸課題

教育・文化分野における具体的見直し案等

義務教育に関する国と地方の経費負担の在り方の見直し

〔県費負担教職員制度〕

都道府県と政令指定都市間の県費負担教職員制度の見直し

【直ちに検討・措置すべき課題】

現在、市町村立小中学校等の教職員については、その給与は都道府県が負担(実際には、その2分の1を国庫負担)することとなっている一方で、教職員の任命権は、既に政令指定都市に移譲が行われている。その結果、政令指定都市においては、教職員の任命権は有するものの給与負担者ではないという状況が生じているため、任命権者であるにも拘らず給与関係の国との事務処理は常に都道府県を介して行わなければならない。

都道府県から市町村への権限移譲を進め、事務処理の合理化、効率化を図る観点から、任命権者と給与負担者を一致させることとし、政令指定都市については教職員給与を県負担から自己負担とする方向で、都道府県や政令指定都市の教育委員会等関係各方面の意見を聞きつつ検討を行う。

学級編制の基準の設定権限の移譲 **【直ちに検討・措置すべき課題】**

都道府県と政令指定都市間の県費負担教職員制度の見直しに際しては、学級編制の基準の決定権限等も都道府県から政令指定都市に移譲することについても併せて検討を行う。

地方分権改革推進会議の「事務・事業の在り方に関する意見」に対する指定都市の緊急共同アピール

(平成 14 年 10 月 30 日 指定都市)

本日、地方分権改革推進会議から内閣総理大臣に対して、「事務・事業の在り方に関する意見」が提出された。

指定都市は、地方分権改革推進会議が、昨年 7 月の発足以来精力的に調査審議を重ねられ、国庫補助負担金、交付税、税源移譲を含む税源配分の在り方の三位一体の改革につながる国と地方の役割分担に応じた事務及び事業の在り方を提言されるとともに、国庫補助負担事業の在り方についても改革の方向性を示されたことに対し、敬意を表するものである。

地方分権改革推進会議におかれては、今後、この意見で示された国と地方の役割分担に基づき、国と地方の税財源配分の在り方について検討を進められるにあたって、地方分権の一層の推進のため、国・地方間の租税配分を当面 1 : 1 に是正するなど、指定都市が強く要望している国から地方への税源の移譲等による地方税財源の充実確保の早期実現に向けた調査審議を行うよう要望する。

また、政府におかれては、この意見の趣旨に沿って速やかに適切な措置を講じられるとともに、国庫補助負担金の見直しにあたっては、地方の自主的な財政運営の確保等の観点から税源移譲等による財政措置を行うこととし、単に地方に財政負担を転嫁するような措置を行わないことを要望する。

特に義務教育費国庫負担金制度の見直しについては、退職手当等義務的な経費についてのみ財源の明示もされないまま部分的な見直しが提案されているが、これは地方公共団体への単なる負担転嫁に過ぎず、指定都市としては、そのような実質的な税源移譲を伴わない部分的見直しは行わないよう強く要望する。

さらに、道府県と指定都市間の県費負担教職員制度の見直しにあたっては、道府県から指定都市への税源移譲等による財源措置を行うよう強く要望する。

指定都市としても、今後とも、地方分権の推進について、市民の理解を深めるための努力をするとともに、地方分権の時代にふさわしい行政体制の整備などについて積極的に取り組み、地方自治体の先頭に立って地方分権を推進していく所存である。

平成 14 年 10 月 30 日

札幌市長	桂	信 雄
仙台市長	藤 井	黎
千葉市長	鶴 岡	啓 一
川崎市長	阿 部	孝 夫
横浜市長	中 田	宏
名古屋市長	松 原	武 久
京都市長	榭 本	頼 兼
大阪市長	磯 村	隆 文
神戸市長	矢 田	立 郎
広島市長	秋 葉	忠 利
北九州市長	末 吉	興 一
福岡市長	山 崎	広太郎

国庫補助負担金の廃止・縮減に関する緊急要望

(平成14年11月6日 地方六団体)

地方分権改革推進会議は、国と地方の事務事業の在り方、国庫補助負担金の廃止・縮減に関する論点を整理され「事務・事業の在り方に関する意見」を報告されたことに敬意を表する。

今回の意見では、多くの分野で国庫補助負担金の廃止・縮減について提言されているが、小泉総理大臣の指示する三位一体の改革につながる税源移譲を含む税源配分の在り方についての視点を取り入れられていないことは、誠に遺憾である。

特に、約5000億円という巨額にのぼる共済費長期給付負担金と退職手当等に係る経費を義務教育費国庫負担金の負担対象経費から外すという提言については、歳出削減が不可能な重要な義務的経費に係るものであり、また、地方財政に与える影響も甚大なものであることから、税源移譲を含む税財源措置が講じられなければ、到底受け容れることはできない。

このことは、都道府県と政令指定都市間の県費負担教職員制度の見直しの提言についても、同様である。

また、文部科学大臣が、平成16年度から義務教育費国庫負担金の定額化を実施すべく、直ちに検討に着手するとしたことは、更に地方を混乱に陥れるものである。

平成15年度の国の予算編成に当たって、予算編成上の都合等により、国の歳出の削減のみを目的とした国庫補助負担金の廃止・縮減を先行して実施することは、単なる地方への負担転嫁である。

税源移譲等を含む税財源措置を伴わない国庫補助負担金の廃止・縮減には反対である。

平成14年11月6日

全国知事会

全国都道府県議会議長会

全国市長会

全国市議会議長会

全国町村会

全国町村議会議長会

三位一体の改革についての意見

(平成15年6月6日 地方分権改革推進会議)

三位一体の改革

2. 三位一体の改革の具体的内容

(3) 税源移譲を含む税源配分の見直し

地方分権改革の観点からの税源配分の見直し

個人住民税は、地方が受益と負担の関係を認識し、税負担を自己決定できる税であり、地域住民が広く負担を分かち合うことから地方の基幹税としてふさわしい。個人住民税の応益性を徹底し、広く負担を分かち合うとの観点から、均等割の課税対象の拡大とその税額の引き上げ、所得割の諸控除の見直しによる課税ベースの拡大、税率のフラット化とそれに伴う所得税との調整を行うべきである。また、平成11年度に実施され、現在も継続している「恒久的な減税」は、地方財政に大きな負担をもたらしており、特に定率減税については、経済情勢も見極めつつ、廃止していくことが必要である。

地方消費税は、清算を行うことにより税収の偏在性が少なく、安定的な基幹税目の一つとして、今後とも引き続き大きな役割を果たすことが期待される。

平成15年度の税制改正により、法人事業税に外形標準課税が導入されることとなり、応益原則により広く薄く負担を求める税制へと改革の歩を進めたことは評価すべきことであり、引き続き応益性を高めるための改革を推進すべきである。

課税自主権は、地方公共団体が住民に向き合って受益と負担の関係を明確にする手段であり、個人住民税への超過課税などにまずその活用が検討されるべきである。地方公共団体が、自らの責任において実際に地方税の増減税が可能となるよう、それを妨げている制度の見直しなど課税自主権が活用されやすい制度改革が検討されるべきである。

政令指定都市や中核市は、都道府県から多くの事務を移譲されているにもかかわらず、それに対応した税源が必ずしも十分に配分されていない。都道府県との事務配分を踏まえ、本来自立可能な財政力を有する大都市の税制の在り方について、今後検討を行うことが必要である。

地方制度の改革に関する答申

(昭和 28 年 10 月 16 日 地方制度調査会)

第 1 地方行政制度の改革に関する事項

1. 地方公共団体の種類、性格、規模及び事務の配分に関する事項

(2) 地方公共団体の規模の合理化に関する事項

2 新しく設置される市の人口要件は、これを五万とするものとする

(中 略)

(3) 警察、教育その他の事務の配分に関する事項

1 警察事務の配分に関する事項

イ. 現在の国家地方警察及び市町村自治体警察を廃止して、府県及び大都市単位の自治体警察を設け、公安委員会の下に置くものとすること。この場合においては、中央機関を設け、警察相互の連絡調整及び教育、鑑識、通信等の施設の維持管理に当たらしめるものとする。

(中 略)

2 教育事務の配分に関する事項

ロ. 義務教育に従事する教職員は、府県及び五大市の公務員とし、教職員に係る行政及び財政上の責任は、府県及び五大市が負うものとすること。

(中 略)

2. 大都市制度に関する事項

(1) 差し当たって事務及び財源の配分により、大都市行政の運営の合理化を図るものとする。

(2) 右に関しては、左の方針によるものとする。

1 大都市に対する府県知事の許認可権を整理するものとする。

2 大都市の区域内において府県が行う補完行政に属する事務とみなされるものは、大都市の事務とするものとする。

3 法令による委任事務で広域的又は統一的処理を必要とする事務以外の事務は、原則として大都市の事務とするものとする。

なお、営造物、施設の設置等サービス行政に属する事務については、府県と大都市との協議によりその範囲を定めるものとする。

4 府県の区域内における大都市とその他の市町村との間の連絡調整は、府県が行うものとする。

(3) 事務の配分については、例えば左のようなものを考えるものとする。

1 建築基準法に関する事務

2 旅館業法、興行場法及び公衆浴場法に関する事務

3 結核予防法に関する事務

4 屋外広告物法に関する事務

なお、右の外、左のようなもの((2)の原則に照らし特に府県に留保する必要があるものを除く。)を考えるものとする。

- 1 伝染病予防法に関する事務
- 2 児童福祉法に関する事務
- 3 生活保護法に関する事務
- 4 社会教育法に関する事務
- 5 図書館法及び博物館法に関する事務
- 6 教育公務員特例法に関する事務
- 7 教科書の発行に関する臨時措置法に関する事務
- 8 その他（２）の方針に則り、法令による委任事務で大都市に配分することが適当と認められるもの

（中 略）

7．大都市制度に関する事項

警察制度及び教育制度の改革その他大都市財政の実情に鑑み、左の措置を採るものとする。

（１）大都市の存する区域に係る道府県税について左の特例を設けること。

- 1 大都市の区域に係る償却資産税、煙草消費税及び自動車税は、当該大都市に移譲すること。
- 2 道府県に配付すべき遊興飲食税及び入場税のうち、大都市の区域に係る部分は、当該大都市に配付すること。

（２）地方交付税の交付基準について特別の配慮を加えること。

（３）地方債の配分について特別の配慮を加えること。

第 2 章 経済自立期における税制改正

第 5 節 昭和 29 年度の税制改正 - 地方税制におけるシャウプ税制の崩壊 -

1 税制改正の背景

(3) シャウプ地方税制崩壊の原因および背景

昭和 29 年度に地方税制の抜本改正が行われ、シャウプ地方税制の理念と体系が崩壊した原因および背景は次のような事情であった。()昭和 27 年以来、行政制度における市町村中心主義が次第に覆され、広域行政単位重視、特に旧来の府県重視の行政改革が進められたこと(昭和 28 年から 29 年にかけてはたとえば町村合併促進法の制定や新警察法の施行などがある)。()それにもかかわらず、地方税制の基本はシャウプ税制以来の市町村中心主義が維持されたため、都道府県への税源配分が不十分であり、かつ税源の地域的偏在が著しかったこと。()このため、今回の不況によって地方財政、特に都道府県財政の危機が深刻化し、たとえば昭和 29 年度には都道府県の 7 割強、市町村の 4 割弱が実質赤字を計上し、しかもその赤字団体が当然のごとく経済的後進地域に集中していたこと。()地方財政の赤字が増大したのにもとない、平衡交付金も増大しつつあったため、これを財政規模膨脹要因とみた政府が緊縮財政の方針のもとに圧縮を図ったこと。

特に最後の事情が重要であり、そこには次のような政府・大蔵省の強い意向が働いていた。すなわち、地方税源の充実にあたりシャウプ税制のような独立税主義をとればとるほど税源偏在傾向は強まるにもかかわらず、富裕団体の余剰財源を財政調整に利用できないばかりか、義務教育費国庫負担金制度で富裕団体にも補助をせざるをえず、国の地方財政費は増嵩するばかりで、これでは国の財政需要の充足もまた減税の実施も不可能になる、と。

以上のような背景・原因から、昭和 29 年度には都道府県への税源再配分、税源偏在の是正、それによる財致調整制度の改組という抜本的な地方税制改正が行われ、シャウプ地方税制は崩壊するのである。

(以下、略)

佐藤進 宮島洋 共著『戦後税制史』 昭和 54 年、税務経理協会、45、46 頁

昭和29年の税制改正の主な内容

(義務教育費国庫負担制度の復活及び自治体警察の道府県警察への統合等を背景として)

【道府県民税の創設】

個人均等割及び個人所得割

- ・個人市町村民税均等割の税率の一部を移譲(税率700円を600円に引下げ)、個人道府県民税均等割を創設(税率100円)。
- ・個人市町村民税所得割の税率の一部を移譲(税率18%を13%に引下げ(オプションの場合))、個人道府県民税所得割を創設(税率5%)。

法人均等割及び法人税割

- ・法人市町村民税均等割を創設(税率600円)。
- ・法人市町村民税法人税割の税率の一定部分を移譲(税率12.5%を7.5%に引下げ)、法人道府県民税法人税割を創設(税率5%)。

【不動産取得税の創設】

不動産取得税を税率3%で新たに創設。これに対応して、固定資産税の税率を1.6%から1.4%に引下げ。

【地方たばこ消費税の創設】

地方たばこ消費税を創設(道府県たばこ消費税率5/115、市町村たばこ消費税率10/115)。

【その他】

大規模償却資産に対する課税権の一部を道府県へ移譲、入場税の譲与税化、揮発油譲与税の創設など

三位一体の改革について（抜粋）

平成16年11月26日
政府・与党

国と地方に関する「三位一体の改革」を推進することにより、地方の権限と責任を大幅に拡大し、歳入・歳出両面での地方の自由度を高めることで、真に住民に必要な行政サービスを地方が自らの責任で自主的、効率的に選択できる幅を拡大するとともに、国・地方を通じた簡素で効率的な行財政システムの構築を図る。

（中 略）

記

1．国庫補助負担金の改革について

（2）各分野

文教

義務教育制度については、その根幹を維持し、国の責任を引き続き堅持する。その方針の下、費用負担についての地方案を活かす方策を検討し、また教育水準の維持向上を含む義務教育の在り方について幅広く検討する。

こうした問題については、平成17年秋までに中央教育審議会において結論を得る。

中央教育審議会の結論が出るまでの平成17年度予算については、暫定措置を講ずる。

（中 略）

2．税源移譲について

税源移譲は、別紙1のとおり、平成16年度に所得譲与税及び税源移譲予定特例交付金として措置した額を含め、概ね3兆円規模を目指す。この税源移譲は、所得税から個人住民税への移譲によって行うものとし、個人住民税所得割の税率をフラット化することを基本として実施する。あわせて、国・地方を通じた個人所得課税の抜本的見直しを行う。また、地域間の財政力格差の拡大について確実な対応を図る。

3．地方交付税の改革について

- (1) 平成 1 7 年度、平成 1 8 年度は、地域において必要な行政課題に対しては、適切に財源措置を行うなど「基本方針 2 0 0 4」を遵守することとし、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源の総額を確保する。あわせて、2 0 1 0 年代初頭の基礎的財政収支黒字化を目指して、国・地方の双方が納得できるかたちで歳出削減に引き続き努め、平成 1 7 年度以降も地方財政計画の合理化、透明化を進める。
 - (2) 税源移譲に伴う財政力格差が拡大しないようにしつつ、円滑な財政運営、制度の移行を確保するため、税源移譲に伴う増収分を、当面基準財政収入額に 1 0 0 % 算入（現行 7 5 %）する。
 - (3) 決算を早期に国民に分かりやすく開示する。平成 1 7 年度以降、地方財政計画の計画と決算の乖離を是正し、適正計上を行う。その上で、中期地方財政ビジョンを策定する。
 - (4) 不交付団体（人口）の割合の拡大に向けた改革を検討する。
 - (5) 引き続き交付税の算定方法の簡素化、透明化に取り組む。また、算定プロセスに地方関係団体の参画を図る。
- (後 略)

- 1 . 概ね 3 兆円規模の税源移譲を目指す。
- 2 . 概ね 3 兆円規模の税源移譲のうち、その 8 割方について次のとおりとする。

・ 義務教育費国庫負担金（暫定）	8,500億円程度
（平成17年度分（暫定））	4,250億円）
・ 国民健康保険	7,000 億円程度
・ 文教（義務教育費国庫負担金を除く）	170 億円程度
・ 社会保障（国民健康保険を除く）	850 億円程度
・ 農水省	250 億円程度
・ 経産省	100 億円程度
・ 公営住宅家賃収入補助	640 億円程度
・ 総務省、環境省	90 億円程度
平成 16 年度分	6,560 億円程度

税源移譲額 合計	24,160 億円程度
----------	-------------

- 3 . 平成 17 年度中に、以下について検討を行い、結論を得る。
- (1) 生活保護・児童扶養手当に関する負担金の改革
- (2) 公立文教施設等、建設国債対象経費である施設費の取扱い
- (3) その他

(注)

生活保護費負担金及び児童扶養手当の補助率の見直しについては、地方団体関係者が参加する協議機関を設置して検討を行い、平成 17 年秋までに結論を得て、平成 18 年度から実施する。

公立文教施設費の取り扱いについては、義務教育のあり方等について平成 17 年秋までに結論を出す中央教育審議会の審議結果を踏まえ、決定する。

県費負担教職員給与費移管に係る影響（平成14年度ベース）

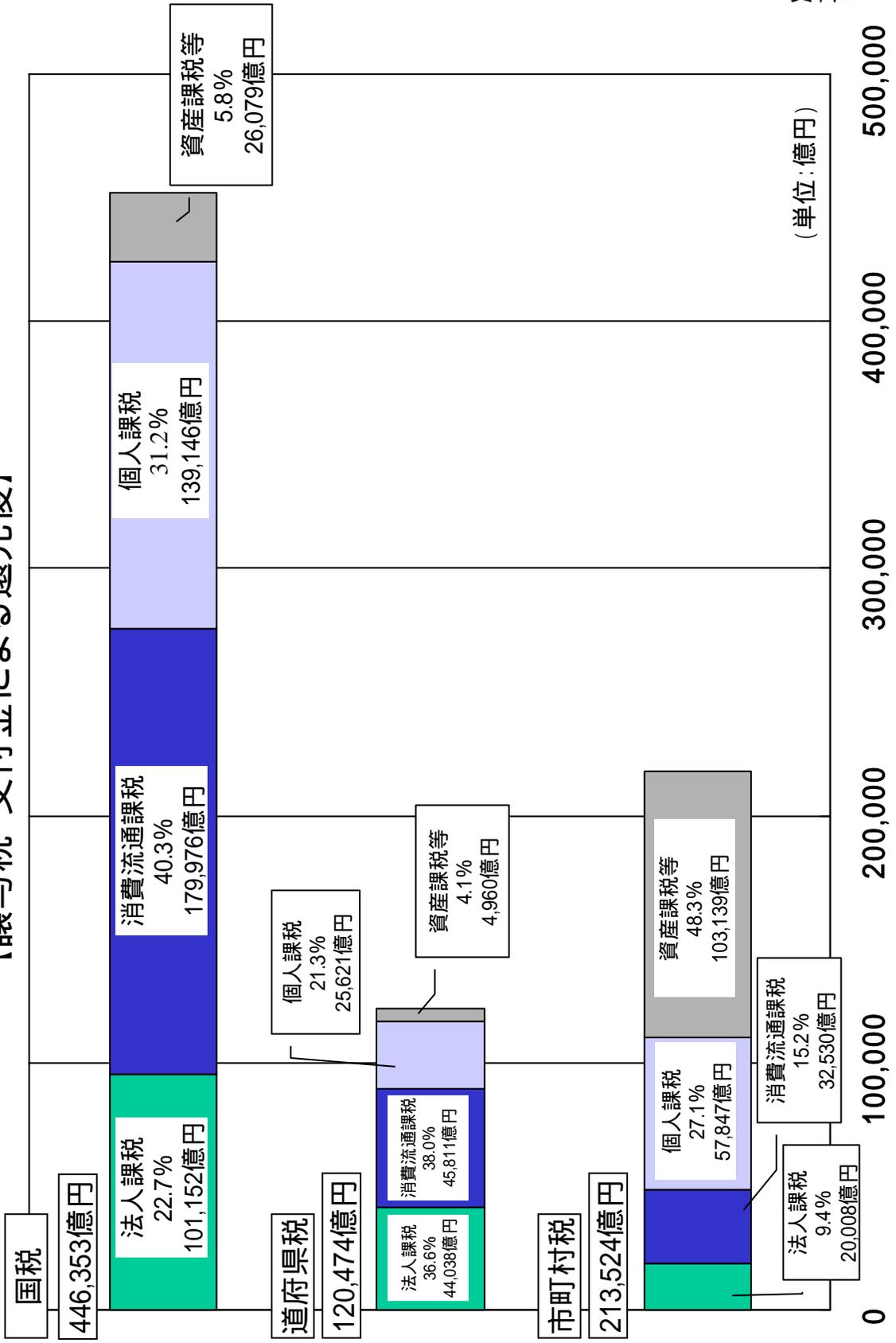
財政力指数等の比較

	基準財政収入額 ①（千円）	基準財政需要額 ②（千円）	財政力指数 ①/②	増加需要額 ③（千円）	増加後基準財政需要額 ④（千円）	増加後財政力指数 ①/④	地方交付税額 ⑤（千円）	増加後地方交付税額 （千円）	伸び率 ③/⑤
札幌市	227,494,346	349,659,722	0.651	42,186,813	391,846,535	0.581	124,800,482	166,987,295	33.8
仙台市	149,776,230	184,757,463	0.811	25,789,404	210,546,867	0.711	36,705,581	62,494,985	70.3
さいたま市	74,320,147	77,458,171	0.959	20,243,997	97,702,168	0.761	5,223,552	25,467,549	387.6
千葉市	138,328,623	145,302,083	0.952	21,228,589	166,530,672	0.831	7,772,251	29,000,840	273.1
横浜市	547,961,788	606,169,247	0.904	79,110,194	685,279,441	0.800	59,477,696	138,587,890	133.0
川崎市	210,141,169	215,911,713	0.973	28,154,612	244,066,325	0.861	6,569,722	34,724,334	428.6
名古屋市	386,651,581	413,288,578	0.936	51,189,169	464,477,747	0.832	27,390,956	78,580,125	186.9
京都市	198,467,661	298,597,591	0.665	36,482,609	335,080,200	0.592	102,946,412	139,429,021	35.4
大阪市	500,073,140	583,076,951	0.858	63,836,662	646,913,613	0.773	84,384,339	148,221,001	75.6
神戸市	215,173,008	324,516,134	0.663	38,153,297	362,669,431	0.593	125,332,675	163,485,972	30.4
広島市	167,236,866	223,157,437	0.749	28,187,561	251,344,998	0.665	57,849,644	86,037,205	48.7
北九州市	131,998,586	209,402,186	0.630	26,696,499	236,098,685	0.559	81,185,032	107,881,531	32.9
福岡市	205,992,664	275,824,609	0.747	32,639,420	308,464,029	0.668	71,704,573	104,343,993	45.5
合計	3,153,615,809	3,907,121,885	0.807	493,898,826	4,401,020,711	0.717	791,342,915	1,285,241,741	62.4

北海道	424,046,415	1,211,184,823	0.350	▲ 42,186,813	1,168,998,010	0.363	795,996,281	753,809,468	▲ 5.3
宮城県	183,692,041	388,921,136	0.472	▲ 25,789,404	363,131,732	0.506	209,255,829	183,466,425	▲ 12.3
埼玉県	486,681,970	794,727,568	0.612	▲ 20,243,997	774,483,571	0.628	309,548,791	289,304,794	▲ 6.5
千葉県	433,926,000	698,404,044	0.621	▲ 21,228,589	677,175,455	0.641	265,908,518	244,679,929	▲ 8.0
神奈川県	717,888,293	865,457,440	0.829	▲ 107,264,806	758,192,634	0.947	147,916,820	40,652,014	▲ 72.5
愛知県	751,812,539	883,439,932	0.851	▲ 51,189,169	832,250,763	0.903	131,999,908	80,810,739	▲ 38.8
京都府	196,327,306	396,677,235	0.495	▲ 36,482,609	360,194,626	0.545	203,449,322	166,966,713	▲ 17.9
大阪府	733,814,964	1,071,669,709	0.685	▲ 63,836,662	1,007,833,047	0.728	339,065,513	275,228,851	▲ 18.8
兵庫県	376,997,856	802,075,036	0.470	▲ 38,153,297	763,921,739	0.494	432,652,847	394,499,550	▲ 8.8
広島県	200,771,733	454,553,020	0.442	▲ 28,187,561	426,365,459	0.471	256,561,065	228,373,504	▲ 11.0
福岡県	345,141,706	672,343,051	0.513	▲ 59,335,919	613,007,132	0.563	332,663,639	273,327,720	▲ 17.8
合計	4,851,100,823	8,239,452,994	0.589	▲ 493,898,826	7,745,554,168	0.626	3,425,018,533	2,931,119,707	▲ 14.4

平成14年度地方交付税等関係計数資料より
 ■ は財政力指数が移管により指定都市より大きくなる団体である。

地方税の税収内訳(平成15年度決算額) 【譲与税・交付金による還元後】



【注】四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

地方税法（昭和二十五年七月三十一日法律第二百二十六号）抜粋

（受益に因る不均一課税及び一部課税）

第七条 地方団体は、その一部に対して特に利益がある事件に関しては、不均一の課税をし、又はその一部に課税をすることができる。

（大規模の償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例等）

第三百四十九条の四 市町村（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市を除く。以下本項、次項、第五項及び第七項並びに次条において同じ。）は、一の納税義務者が所有する償却資産で、その価額（第三百四十九条の二及び第三百四十九条の三の規定によつて固定資産税の課税標準となるべき額をいう。以下本条及び次条において同様とする。）の合計額が次の表の上欄に掲げる市町村において同表の下欄に掲げる金額を超えるもの（以下「大規模の償却資産」という。）に対しては、第三百四十九条の二及び第三百四十九条の三の規定にかかわらず、同表の下欄に掲げる金額（人口三万人以上の市町村にあつては、当該大規模の償却資産の価額の十分の四の額が当該市町村に係る同表の下欄に掲げる金額を超えるときは、当該大規模の償却資産の価額の十分の四の額）を課税標準として固定資産税を課するものとする。

市町村の区分	金額
人口五千人未満の町村	五億円
人口五千人以上 一万人未満の市町村	人口六千人未満の場合にあつては五億四千四百万円、人口六千人以上の場合にあつては五億四千四百万円に人口五千人から計算して人口千人を増すごとに四千四百万円を加算した額
人口一万人以上 三万人未満の市町村	人口一万二千人未満の場合にあつては七億六千八百万円、人口一万二千人以上の場合にあつては七億六千八百万円に人口一万人から計算して人口二千を増すごとに四千八百万円を加算した額
人口三万人以上 二十万人未満の市町村	人口三万五千人未満の場合にあつては十二億八千万円、人口三万五千人以上の場合にあつては十二億八千万円に人口三万人から計算して人口五千人を増すごとに八千万円を加算した額
人口二十万人以上の市	四十億円

(都における普通税の特例)

第七百三十四条 都は、その特別区の存する区域において、普通税として、第四条第二項に掲げるものを課するほか、第一条第二項の規定にかかわらず、第五条第二項第二号及び第六号に掲げるものを課するものとする。この場合においては、都を市とみなして第三章第二節及び第八節の規定を準用する。

2 都は、その特別区の存する区域内において、第一条第二項の規定にかかわらず、都民税として次に掲げるものを課するものとする。

一 第四条第二項第一号に掲げる税のうち個人に対して課するもの(利子等に係るものを除く。)

二 第四条第二項第一号に掲げる税のうち利子等に係るもの

三 第四条第二項第一号に掲げる税及び第五条第二項第一号に掲げる税のうち、それぞれ法人等に対して課するもの(利子等に係るものを除く。)

(中略)

5 都は、その特別区の存する区域において、第一項に掲げるものを除くほか、別に税目を起こして、普通税を課することができる。この場合においては、都を市とみなして、第三章第九節の規定を準用する。

(都における目的税の特例)

第七百三十五条 都は、その特別区の存する区域において、目的税として、道府県が課することができる目的税を課することができるほか、第一条第二項の規定にかかわらず、第五条第五項及び第六項第一号に掲げる目的税を課することができる。この場合においては、都を市(同条第五項に掲げる目的税については、指定都市等)とみなして第四章中市町村の目的税に関する部分の規定を準用する。

2 都は、その特別区の存する区域において、前項に掲げるものを除くほか、別に税目を起こして、目的税を課することができる。この場合においては、都を市とみなして、第四章第八節の規定を準用する。